

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 31 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

- 1 措置を講じた部署 行政経営部（財産活用課）
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

財産活用課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 証明手数料の徴収について</p> <p>飯塚市手数料条例第4条によれば「手数料は、事務執行の請求を受けたとき徴収する。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、自動車の保管場所確認に関する土地所有証明書の交付手数料を、事務執行の請求を受けた際ではなく、証明書を発行する際に徴収していた。</p> <p>今後、関係規程に従い、適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>関係法令等の再確認を行うとともに、今後は、自動車保管場所使用申請がなされた際に交付手数料を徴収するよう、適正な事務処理を行います。</p>
<p>2 普通財産にかかる貸付について</p> <p>(1) 契約について</p> <p>普通財産の貸付に係る事務について、貸付契約の締結がなされていないにもかかわらず貸付料が納入されているもの、貸付の事実があるにもかかわらず貸付料の請求が行われていないもの、借受者の死亡により取扱いが未処理となっているものが確認された。</p> <p>担当者への聴取によれば、それぞれ交渉は行っているが契約締結に至っていないとのことであった。</p> <p>契約の締結については、時期を逃すことによって権利問題、原状回復にかかる事務量が増加し、処理が困難、複雑となること、貸付料の納付が滞留し債権管理に支障を来すことが考えられるとともに、適正に納付している借受者との公平性を欠くことから、直ちに契約の締結を行い問題の解決に努めること。</p> <p>また、借受者の死亡により契約の更新が不可能な場合は、連帯保証人に対し交渉を行うなど、事態の解決に向け法的措置も視野に入れ対応すること。</p> <p>(2) 貸付台帳の整備の徹底について</p> <p>飯塚市公有財産管理規則第29条によれば「普通財産を貸し付けたときは、その財産を明確にするため、貸付台帳を作成し、物件、所在、面積、借受人、用途、貸付期間、貸付料、特約事項、補修状況等必要な事項を記載し、関係図面を添付しておかなければならない。」と規定している。</p> <p>現在、貸付台帳は紙媒体にて整備されており、貸付開始から現在までの状況が記載されているが、一部の貸付台帳において、内容の修正及び更新がなされていないもの、貸付の根拠となる貸付申請書等が添付されていないもの、貸付者が払下げを希望した後の対応や滞納者に対する債権管理の記録が残され</p>	<p>貸付契約の締結がなされていないにもかかわらず貸付料が納入されているもの、貸付の事実があるにもかかわらず貸付料の請求が行われていないものについては、借受者宅の訪問等を行い、契約締結に向け取り組んでいるところですが、借受者不在等により契約締結に至っていない状況です。引き続き訪問等を行い、今年度中の契約締結に努めます。</p> <p>また、借受者死亡により取扱いが未処理なものについても、今年度中に当該死亡者の親族調査や連帯保証人への聞き取り調査等を実施し、契約名義人の変更等、適正な事務処理に努めます。</p> <p>貸付台帳については、紙媒体にて個々の台帳を整備していますが、ご指摘がありました、内容が修正及び更新がされていないもの、貸付申請書が添付されていないもの等につきましては、貸付台帳を確認するとともに、今年度中に内容修正等をいたします。</p> <p>また、今後は貸付台帳を随時更新するとともに、様式の改善や電子媒体での管理等、効率的な事務処理方法について検討いたします。</p> <p>普通財産の貸付については、3年毎の</p>

ていないものが散見された。

貸付台帳については随時更新するとともに、紙媒体の管理では事務が煩雑となっている現状が見受けられることから、様式の改善及び電子媒体による管理等、的確かつ効率的な事務処理方法について検討すること。

なお、普通財産の貸付にかかる事務は、例年の貸付管理に加え、3年毎に契約の更新及び貸付料の改定に伴い事務量の増加が見込まれることから、年度毎の事務内容に応じた処理計画を立て、実効性のあるマニュアルを作成するとともに、契約が形骸化することのないよう確認を徹底し、公有財産は市民から負託を受けた大切な財産であることを念頭に、効果的かつ適切な管理を行うことができる組織的な体制を構築すること。

契約更新及び料金改定となっており、当該年度については、事務が複雑化することが想定されるため、今年度中に年度毎の処理計画等を作成するとともに、公有財産を管理する立場であることを十分認識し、適切に事務処理を遂行するよう努めます。